

平成 19 年度工事定期監査（第 2 期）の結果に基づき講じた措置等

産業振興局

指摘	措置内容	措置状況
（７）維持管理		
ア 施設の健全度の把握 本工事は、須磨海づり公園の第 2 釣り台の主桁連結部の腐食に対する補修工事である。本施設は会場の鋼構造物であり、その環境条件から鋼材の腐食劣化、波浪・台風等の自然現象による構造劣化が懸念される施設で、安全・安心な施設の維持のため、その健全度については留意すべき点が多い。 今回、監査で本施設の主桁部の補修工事に関し現地調査したところ、塗装劣化による鋼材腐食の進行、ボルトの損傷、主桁の沈下などが見受けられた。同時に健全度の把握、記録が経年的に蓄積されていない状況も見受けられた。 本施設の維持管理計画を策定するためにも、現状施設の健全度の把握は重要である。また、併せて施設の点検補修履歴がわかるよう施設の補修管理台帳、さらに点検整備マニュアル等（日常、定期等）を作成し、維持管理の充実を図ることも重要である。 個々の対症療法的な補修工事のみならず、現況の健全度を総括的に把握するべく調査を実施し、それに基づいた補修計画の策定と実施、ならびに補修履歴の管理を図るべきである。 なお、本施設は指定管理者制度として指定管理者に管理運営を委託しているものであるが、市は施設管理者として、施設の健全度を把握し、安全・安心な施設の維持のための対策を講じる必要があることも付け加えておく。 （産業振興局農水産課） [No.3 須磨海づり公園補修工事（その 7）]	施設の補修管理台帳については、指定管理者と連絡会議（2 月 12 日）を行い、早急に整備を行うこととした。また、市が点検整備マニュアル及び点検帳票を作成して、それに基づき、施設管理者である市による定期的な点検、被災時等の臨時点検、並びに指定管理者による日常的な点検を行うことを、連絡会議及び課内会議（2 月 15 日）で確認した。 なお、施設の健全度の把握については、平成 20 年度に構造物全体の概略調査及び必要な補修概要の検討を行った結果、主部材に孔食が確認されるなど、大規模な補修が必要であることを確認した。そこで平成 21 年度に補修予定箇所の腐食状況の詳細調査及びその結果に基づき緊急に補修を要する箇所の設計を行い、平成 22 年 8 月に大規模補修を完了した。 今後は、作成した点検整備マニュアルに基づき点検を行うとともに必要な補修を適宜行い、適切な施設の維持管理に努めていく。	措置済